

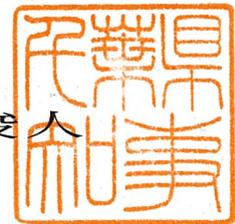
様式第3-4号

令和6年11月7日

## 公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第9項の規定により公示する。

千葉県知事 熊谷 俊



登録番号	127	登録年月日	令和5年6月6日				
登録検査機関の名称	農事組合法人米工房富浦						
代表者氏名	代表理事 芳野善一 加瀬 稔						
主たる事務所の所在地	千葉県旭市中谷里9020番地						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ(飼料用もみ)、国内産玄米(飼料用玄米)						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
千葉県							
備 考	代表者の氏名変更(芳野 善一 ⇒ 加瀬 稔)						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。